

A社：大阪府中央区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅2物件

■ おとり広告（架空物件）

- ◎ 賃貸住宅の広告を行っていたが、広告掲載の住戸を特定することができず、顧客を案内することはできないことから、取引不可（2物件）

■ 取引条件の不当表示

- ◎ 「住宅保険 1円／一年」と記載 ⇒ 1. 7万円／2年間（1物件）。

B社：神戸市垂水区所在 免許更新回数（3）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅1物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、3か月間、継続して広告。
- ※ B社は平成31年2月21日に当協議会から違約金課徴の措置を受けている。

C社：兵庫県伊丹市所在 免許更新回数（3）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅2物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、3か月間、継続して広告（2物件）。
- ※ C社は平成28年6月27日に当協議会から違約金課徴の措置を受けている。

D社：神戸市須磨区所在 免許更新回数（4）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅2物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので4か月半、短いもので2か月間、継続して広告。

■ 取引内容の不当表示

- ◎ 専有面積について「28.39㎡」と記載 ⇒ 24.30㎡（1物件）。

E社：大阪市東成区所在 免許更新回数（4）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅1物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 既に契約済みであるにもかかわらず、新規に情報登録を行い、7か月半、継続して広告。

■ 取引条件の不当表示

- ◎ 「賃料 13,000円」と記載 ⇒ 56,080円。

F社：大阪府中央区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅1物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、半年間、継続して広告。